

貸暗号資産サービス利用約款  
新旧対照表

旧	新
<p>第4条（本サービスの利用開始） （中略）</p> <p>2. 本口座を開設したお客様は、当社ウェブサイト（My ページ）でご案内する方法により、本サービスの利用を申し込むことができます。</p>	<p>第4条（本サービスの利用開始） （中略）</p> <p>2. 本口座を開設したお客様は、当社ウェブサイト（My ページ）、<u>Eメール、その他当社が指定する媒体</u>（以下、「<u>当社指定媒体</u>」といいます。）でご案内する方法により、本サービスの利用を申し込むことができます。</p>
<p>第5条（個別契約の成立等）</p> <p>1. 当社は、お客様から対象暗号資産の借り入れを行う場合、<u>当社ウェブサイト（My ページ）上</u>において貸出要項を公表したうえで、お客様からの個別契約の申込みを受け付けます。</p> <p>（中略）</p> <p>3. お客様は、前項の申込みをした後、別途貸出要項に定める入庫締切日までに、当社が指定するウォレットアドレス（以下「入庫専用アドレス」という。）に、お客様が貸出条件に従い指定する貸出数量分の対象暗号資産を送付するものとします。当該送付後、お客様は、当社が別途取引説明書において指定する方法により、トランザクション ID を当社に通知するものとします。なお、本項に基づく当社への貸出数量分の対象暗号資産の送付に係る手数料等（以下、「送付手数料」という。）は、個別契約の成否にかかわらず、お客様の負担とします。</p>	<p>第5条（個別契約の成立等）</p> <p>1. 当社は、お客様から対象暗号資産の借り入れを行う場合、<u>当社指定媒体</u>において貸出要項を提示したうえで、お客様からの個別契約の申込みを受け付けます。</p> <p>（中略）</p> <p>3. お客様は、前項の申込みをした後、別途貸出要項に定める入庫締切日までに、当社が指定するウォレットアドレス（以下「入庫専用アドレス」という。）に、お客様が貸出条件に従い指定する貸出数量分の対象暗号資産を送付するものとします。当該送付後、お客様は、<u>当社の求めに応じて</u>、当社が別途取引説明書において指定する方法により、トランザクション ID を当社に通知するものとします。なお、本項に基づく当社への貸出数量分の対象暗号資産の送付に係る手数料等（以下、「送付手数料」という。）は、個別契約の成否にかかわらず、お客様の負担とします。</p>

<p>第7条（貸借料） （中略）</p> <p>3. <u>第1項に基づく貸借料に係る消費税は、貸借料とともに、当社がお客様から借り入れた対象暗号資産と同種かつ消費税に相当する数量の暗号資産を登録ウォレットアドレスに送付する方法により支払うものとします。</u></p>	<p>第7条（貸借料） （中略）</p> <p><u>（削除）</u></p>
---	---